

和歌山市同和教育方針

わが国には、封建社会において形成された部落差別が、現在もなお偏見や差別意識として残存し、近年では匿名性、情報発信の容易さを悪用したインターネット上での人権侵害も発生している。

人はみな法のもとに平等であり、基本的人権は侵すことのできない権利である。

にもかかわらず、差別により市民的権利や自由が侵害され、今日においても、就職や結婚等における差別や教育の問題など、解決すべき課題が残っている。

このことは、人間の自由と平等にかかわる重大な問題であり、行政の責務として、また市民の課題として、速やかに解決を図らなければならない。

和歌山市教育委員会は、「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念にのっとり、同和问题（部落差別）の根本的解決に果たす教育の使命を自覚し、憲法及び教育基本法に基づき、同和教育方針を次のように定める。

- 1 真理と正義を愛し基本的人権を尊重して、同和问题（部落差別）の本質を認識し、自らの課題として、積極的に部落差別をなくする市民を育成する。
- 2 学校教育にあつては、情操・意思・知性を育て、身体を鍛えて自己の課題に挑む学力と態度を身につけ、人間の尊厳について体得させるとともに、同和问题（部落差別）を正しく理解させる。
特に地域の実情や児童生徒の実態を把握し、実力を養い、進路指導を充実する。
- 3 社会教育にあつては、系統的継続的な研修を促進するとともに、社会連帯意識をたかめ、日常生活実践を通じて偏見を取り除き、部落差別の根絶に努める。
特に地域の実態に即し、社会教育を総合的に振興する。
- 4 家庭教育にあつては、家庭を取り巻く学校、地域住民その他行政機関など、社会全体が一体となって家庭教育を支援し、正義感、倫理観、思いやりの心など豊かな人間性を家庭で育むことに努めることで同和问题（部落差別）解決の素地を養う。
- 5 差別問題に対しては、教育の立場から主体的に取り組み、同和教育を一層前進させる機会とする。

本方針の実施にあたり、指導者の育成や教育環境の整備等に努めることはもちろん、関係機関・団体の連携を密にして、市民の連帯を深め、力を結集し、部落差別解消への明るい展望をもって、推進することを期するものである。